

## 論壇

非上場株式の相続税の納税資金  
貸付金、死亡退職金、金庫株、事業承継税制のどれを選ぶか

## 1. 同族会社の相続の問題

同族会社の経営者の相続は会社の行く末を左右する大きな問題である。後継者を誰にするかという大変な問題を解決しても、次は株式を後継者へ渡す際に生じる税金の問題を解決しなければならぬ。生前に株式の贈与を行えば贈与税が、相続により後継者へ渡すときは相続税が課税される。

このような場合に、同族会社に資金の余裕があるときは、①会社から借りる、②同族会社が死亡退職金を支給する、③相続した同族会社の株式をその同族会社へ売却する(いわゆる金庫株)、等の方法により会社からの資金調達を検討することが多い。また、事業承継税制を適用し相続税の納税猶予を受けることも選択肢に入る。以下にそれぞれの方法についてメリット・デメリットを解説する。

## 2. 会社から借りる方法

相続税の納税資金を会社から借りる方法のメリットは手続きが簡単なこと、デメリットは容易に返済できないことである。返済方法として、まず会社からの給与を増額し所得税が課された後の給与で返済することが考えられるが、所得税は税率が高く税引後の手取り額による返済はなかなか進まない。また、デメリットとして会社では貸付金に対

して利息を計上しなければならず、その利息に対し法人税が課されるということもある。

とりあえず相続時に会社から借りるものの、そのまま返済できず貸付金が塩漬けになっている会社の決算書を見る必要がある。その場合は、後継者の財産を会社売却するなどして返済方法を別途検討しなければならないので、結局、会社

からの借入により相続税を支払う方法は、一時しのぎ

にすぎない。

## 3. 死亡退職金の支給を受ける方法

同族会社が死亡退職金を相続人に支給する方法のメリットは、①退職金は会社の損金になり法人税が安くなる、②相続税の死亡退職金の非課税枠(法定相続人数×500万円)までは相続税がかからない、③同族会社の株式の評価額において死亡退職金は未払金になり、相続した株式の評価額が減少し相続税が安くなる、という点である。

減税分(表面税率約37%)を差し引いても、全体として税金が高くなる。また、法人税においては、不当に高額な退職金は過大役員報酬として損金に算入されない、いくらでも支給できるわけではない。

筆者の感想では、死亡退職金は非課税枠までに留めることが最も全体の税金が低くなるケースが多いように思う。死亡退職金は相続税も法人税も安くなる魔法のような方法、というように誤解も聞くが、相続税の非課税枠を超えた金額は当然に相続税の課税対象となるので事前の試算が必要である。

## 4. 会社へ会社の株式を売却する(金庫株)方法

相続により取得した同族会社の株式をその会社に買い取ってもらう、会社からすると自社株の購入をする方法がある。会社が保有している自社株を一般に金庫株という。自社株の購入については、会社が購入できる金額の財源規制(会社の

分配可能額の範囲まで)や、取得の手続きについて株主総会の特別決議が必要等の規制がある。

株式を発行会社へ売却した個人の課税については、通常「配当所得」とされ、総合課税になり所得税が高額になるが、相続により取得

した株式の金庫株については、売り渡した個人の配当所得ではなく譲渡所得として20・315%の所得税等で済むという特例がある。

この特例は、①相続により取得した自社株であること、②相続後3年10ヶ月以内に売却すること、③売却した者に相続税の納税額があること、の要件がある。

さらに「相続税の取得費加算の特例」も併用することができ、売却した者の相続税額のうち売却した株式対応分については譲渡所得から控除することもできる。

この金庫株の方法のメリットは、会社から多額の資金を引き出せるという点である。上記3「死亡退職金」のような過大役員退職金の問題がないので、会社に資金の余裕があれば分配可能利益の範囲で資金を調達することが可能である。

デメリットは、売却した者に所得税等20・315%が課税されるという点である。配当所得の総合課税に比較するとずっと低い税率であるが、それでも所得税が発生するのはデメリットである。

## 5. 事業承継税制の適用

後継者が非上場会社の株式を贈与や相続により取得した場合において、一定の要件のもとその贈与税・相続税の納税が猶予され、その後、後継者の死亡や再贈与により納税が猶予された贈与税や相続税が免除される制度を「事業承継税制」という。平成30年度税制改正により、それまでの措置に加え10年間の特例措置として、納税猶予の対象となる株式数の制限(3分の2まで)の撤廃や、納税猶予割合の引上げ(80%から100%)等が手当てされた。

この方法のメリットは大きく、今回の相続税の納税は猶予され、猶予され

た税額は、一定要件を満たせば(後継者が次の世代に会社の株式を贈与したときや、後継者自身に相続が起きたとき等)に免除されるという点である。

デメリットは、まず、納税猶予を受けている期間中ずっと要件を満たす必要があることが挙げられる。要件が満たせないときは、納税猶予は打ち切られ猶予税額を利子税と合わせて納付しなければならない。満たすべき要件はいくつもあるが、問題になりやすいものは、資本金や準備金を減少させてはいけないこと、相続後5年間は従業員数の雇用の8割は維持しなくては



中山史子  
【日本橋】

## 6. まとめ

上記の方法のうちどれを選択するかだが、まず、事業承継税制の適用を受けるか否かを決定する流れになるだろう。事業承継税制は、①株価が高い、②後継者一族による事業の継続が想定されている、③長期にわたり要件を満たすこと(経営に制限があること)を許容できる、というような会社が適している。①の理由は、事業承継税制に係る長期的な税理士への報酬と、納税猶予による税メリットとを天秤にかけると、株価が高くなれば税メリットに見合わないからである。②の理由は、後継者が

すでにM&Aを視野に入れているようなときはこの制度は合わないし、③の理由は、会社経営に関し、減資や組織再編、事業内容等につき制限が発生することを当事者が受け入れなければならないからである。

事業承継税制の適用の有無を決めると、次は、金庫株と死亡退職金を考える。事業承継税制の適用を受けたいので、なお必要になる資金につき金庫株と死亡退職金によることもできる。試算をして、どれかを選択肢、またはいくつかの方法を組み合わせて資金調達、という判断になるだろう。

いけないこと(有期規定あり)、合併や会社分割等の組織再編に際し制限があること等である。また、相続後5年間は都道府県と税務

署へ毎年届出を、その後は税務署へ3年ごとの届出が必要である。手続きが長期に渡るため対応できる税理士も限られてくる。

方法	メリット	デメリット
1. 会社から借りる	手続きが簡単	・所得税税引後の給与での返済は困難 ・貸付金利息に法人税が課税
2. 死亡退職金	・法人税の損金になる ・相続税の非課税枠がある ・同族株式の評価額が減少	・非課税枠を超えた退職金に相続税が課税 ・過大役員退職給与の問題
3. 金庫株	分配可能額の範囲であれば資金調達が可能	譲渡した者の譲渡所得に20.315%の所得税等
4. 事業承継税制	相続税が納税猶予され、一定の要件のもと免除される	長期にわたり要件を満たし、かつ手続きが必要